

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 前澤 友規
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【報告義務発生日】	令和8年4月21日
【提出日】	令和8年4月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	リガク・ホールディングス株式会社
証券コード	268A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オントゥ・イノベーション・インク（Onto Innovation Inc.）
住所又は本店所在地	米国 19808 デラウェア州、ニューカッスル郡、ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251、コーポレーション・サービス・カンパニー（Corporation Service Company, 251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808, USA）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成17年1月18日
代表者氏名	マイケル・P・プリシンスキー（Michael P. Plisinski）
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	半導体産業向け計測・検査機器及びリソグラフィ装置の設計、開発、製造並びにサポート

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 末村 祥真
電話番号	03-6250-6200

(2) 【保有目的】

提出者及び発行者の間で締結した令和8年4月21日付資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に基づく発行者との資本業務提携を目的とした保有です。

提出者及びAtom Investment, L.P.（以下「売主」といいます。）の間で締結した令和8年4月21日付株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）に基づき、売主が発行者の普通株式61,123,436株を提出者に売却し、提出者がこれを購入する取引のクロージング日後90日以内に、発行者は、本資本業務提携契約に基づき提出者が指名する非常勤取締役1名を選任することを目的として、臨時株主総会を招集します。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	61,123,436		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 61,123,436	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		61,123,436
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年4月21日現在）	V	226,402,700
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		27.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年4月21日	普通株式	61,123,436	27.00	市場外	取得	1,850

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、売主との間で、本株式譲渡契約を締結し、必要な全ての規制当局の承認その他の条件の充足を条件として、令和8年7月1日（以下「クロージング日」といいます。）に、売主から発行者の普通株式61,123,436株を取得する旨合意しております。

提出者は、発行者との間で、本資本業務提携契約に基づき、主に以下の条件について合意しております。

提出者は、クロージング日から一定期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）が経過するまでの間、発行者の事前の書面による同意がない限り、発行者の株式について譲渡その他の処分をすることができません。また、本譲渡制限期間経過後、提出者が発行者の株式について譲渡その他の処分をしようとする場合、発行者は、一定の手續及び条件の下、当該株式を取得する優先交渉権を有します。

提出者は、本譲渡制限期間中、一定の例外を除き、発行者の株式を追加で取得し、又はその取得の提案を行うことが制限されることに合意しています。

提出者は、本株式譲渡契約に基づきクロージング日に取得した発行者の普通株式のうち、少なくとも50%を実質的に保有しなくなる日（以下「本発動日」といいます。）までの間、発行者が新株を発行する場合には、原則として、発行者の普通株式の持株比率に応じて、当該新株について優先引受権を有します。

提出者は、本発動日までの間、発行者の非常勤取締役候補者1名を指名することができます。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	113,078,357
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	113,078,357

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地